

( 写 )  
28 西 監 第 181 号  
平成 29 年 3 月 29 日

西 東 京 市 長 丸 山 浩 一 殿  
西 東 京 市 議 会 議 長 小 幡 勝 己 殿  
西 東 京 市 交 通 安 全 協 会  
会 長 清 水 正 二 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 尾 崎 正 男  
西 東 京 市 監 査 委 員 橋 本 勇  
西 東 京 市 監 査 委 員 小 林 たつや

平成 28 年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、通知願います。

# 財政援助団体監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

## 第2 監査対象団体及び部課

### 1 補助金交付団体

西東京市交通安全協会（以下「安全協会」という。）

### 2 補助金交付事務所管部課

都市整備部道路管理課

## 第3 監査の範囲

安全協会へ交付した平成27年度の補助金に係る出納その他の事務の執行

## 第4 監査の期間

平成28年8月2日から平成29年3月28日まで

## 第5 監査の方法

安全協会については、補助金が補助目的に沿って適正かつ効率的に執行され、経理事務等が適切に処理されているか。また、都市整備部道路管理課については、補助金の交付事務が規則及び要綱に従い適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との審査照合並びに関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

## 第6 監査の着眼点

### 1 安全協会

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と補助金交付事務所管部課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

### 2 都市整備部道路管理課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

(6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## 第7 安全協会の概要

### 1 目的

安全協会は、交通事故を防止するため、各種の対策を立て、これを推進するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 2 設立

平成13年1月21日

### 3 事業内容

- (1) 交通関係法令の周知徹底に関すること。
- (2) 交通道德の昂揚に関すること。
- (3) 交通安全思想の普及、宣伝に関すること。
- (4) 交通安全施設の整備改善に関すること。
- (5) 交通功労者及び優良運転者の表彰に関すること。
- (6) 交通少年団の運営に関すること。
- (7) その他安全協会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 4 組織 (平成28年3月31日現在)

- (1) 会員 正会員728世帯、賛助会員10団体
- (2) 役員 76人(会長1人、副会長3人、副会長兼会計1人、会計4人、監事2人、部長5人、副部長5人、交通少年団長1人、交通少年団会計1人、交通少年団役員1人、班長52人)

### 5 収支の状況

安全協会の平成27年度収入決算額は4,352,465円、支出決算額は3,985,996円である。

## 第8 市との関係

市は、西東京市交通安全協会補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、予算の範囲内で補助金を交付している。

なお、平成27年度における安全協会に対する補助金の交付決定額は1,900,000円であり、確定額も同額であった。

## 第9 監査の結果

この監査において、市が安全協会に対し交付している補助金については、本来の交付目的に沿って執行され、対象となる事業の効果についても確認することができた。しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので以下に記述する。

### 1 個別的指摘事項

#### (1) 安全協会

ア 補助対象経費について、交付要綱やその他通知等において補助対象経費が明確に示されていない中で、実績報告書では、飲食費等、一部の経費が補助対象

外経費として区分されていたが、交通安全関係研修費において、区分の考え方が不明確なものが見受けられた。

補助対象経費について所管課に確認し、適正な区分処理を行われたい。

イ 交通少年団活動費について、実績報告書では、安全協会が助成金という扱いで交通少年団に分配した全額が補助対象経費として記載され、交通少年団が支出した金額や内容については記載されていなかった。

また、交通少年団の会計資料から内容を確認したところ、翌年度繰越金や飲食費等、補助対象経費として疑義が生じるものが見受けられた。

補助対象経費について所管課に確認し、適正な報告を行われたい。

ウ 会計経理、実績報告書について、伝票と実績報告書、伝票と通帳の記録とが不整合なものが見受けられた。

また、会計に関する規程等がなく、伝票と決算書において科目が不整合なものや、伝票の決裁欄に押印がなく、実績報告書には伝票の写しに押印したものが添付されているものが見受けられた。

必要な規程等を整備し、適正な事務を行われたい。

## (2) 都市整備部道路管理課

ア 補助基準、補助対象経費について、交付要綱では、補助の基準となる考え方が定められておらず、補助対象経費についての定めも不十分で、また、補助対象経費を明確に示した通知等も確認できなかった。

実績報告書では、飲食費等、一部の経費が補助対象外経費として区分されていたが、交通安全関係研修費において、区分の考え方が不明確なものが見受けられた。

実績報告書の内容を十分に確認するとともに補助基準、補助対象経費について考え方を整理し、必要な規定等の整備を行うべきである。

イ 交通少年団活動費について、実績報告書では、安全協会が助成金という扱いで交通少年団に分配した全額が補助対象経費として記載され、交通少年団が支出した金額や内容については記載されていなかった。

また、交通少年団の会計資料から内容を確認したところ、翌年度繰越金や飲食費等、補助対象経費として疑義が生じるものが見受けられた。

実績報告書の内容を十分に確認し、適切な指導・監督を行うべきである。

ウ 実績報告書について、実績報告書とその添付書類である伝票の写しとが不整合なものが見受けられた。

また、会計に関する規程等がなく、伝票と決算書において科目が不整合なものや、伝票の決裁欄に押印がなく、実績報告書には伝票の写しに押印したものが添付されているものなどが見受けられた。

実績報告書の内容を十分に確認するとともに必要な規程等が整備され、適正な事務が行われるよう、適切な指導・監督を行うべきである。

## 2 意見要望事項

### (1) 安全協会

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、不適正な点が見受けられた。今後は、これらの事項に十分に留意し、適正な事務処理を行われたい。

安全協会は交通事故防止のため、市や警察署と連携し交通安全講習会、児童交通安全教室その他各種啓発活動等公益性の高い活動を行っている。また、市内の

各種イベント開催時の長時間にわたる交通警備を担うなど、市内の文化活動等を交通安全の面から下支えしている点も評価できるものである。

今後とも、市と連携し、交通安全事業の更なる充実、発展が図られることを望むものである。

(2) 都市整備部道路管理課

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、不適正な点が見受けられた。今後は、これらの事項に留意し、補助対象外経費や補助基準の明確化など、要綱の見直しを図るべきである。また、安全協会に対しては、マニュアル等の作成をはじめ、会計処理の明確化を図る取組について適切かつ丁寧な指導・助言を行われたい。

安全協会は、市の交通安全施策と相まって公益性の高い活動を行っており、その必要性はますます重要となっている。今後とも、安全協会と連携し、安全で快適な市民生活の確保に資する交通安全対策事業に取り組まれたい。